



保護者の皆様へ

シンガポール日本人学校事務局

DEPENDANT'S PASS ディペンダントパス (写) の提出について

シンガポール移民局の通達により、日本人学校に通う児童・生徒は、就学可能な滞在許可証 (DP, PR, LTVP, Student Pass 等) を保持している必要があります。

編入生は編入学日より2週間以内に滞在許可証 (DEPENDANT'S PASS 等) の写し (裏面のQRコードが読み取れる鮮明なもの) を下欄に貼り付けて、事務局へ必ずご提出ください。

[編入学手続き時 (オンライン願書提出時) にご提出いただいた場合でも、お手数ですが再提出をお願いいたします]

就学可能な滞在許可証がない場合は、学校に通学できませんのでご注意願います。

(観光ビザにあたる SHORT TERM VIST PASS/SPECIAL PASS では就学できません。)

締切日 : _____ 年 _____ 月 _____ 日

* DP を更新され、新しいカードの再発行がない場合でも、必ず学校へコピーを提出してください。

* 通学期間中に保護者の EP がキャンセルされた場合は、Student Pass の取得が必須となります。

EP をキャンセルする前に必ず事務局までご相談願います。

* DP , Student Pass 等から PR に切り替えた場合、必ず RE-ENTRY PERMIT を提出してください。

.....き.....り.....と.....り.....

() 小学部 () キャンパス

() 中学部

_____ 年 組

学籍番号 : _____

FOR OFFICE USE ONLY		
Received Date	Keyed	Checked

表

裏

DP の有効期限 : _____ 年 _____ 月 _____ 日